平成２４年（フ）第５５号
山形県酒田市光ケ丘２丁目24番10号、前住所山形県酒田市住吉町５番38号　住吉荘２号
債務者　渡部　真美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第１７９号
群馬県高崎市中尾町767番地　県住Ｂ棟61号
債務者　田中　美那（旧姓崔）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２３３号
群馬県高崎市下佐野町281番地３　下佐野町第２コーポ101号
債務者　宮崎　房夫
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２４１号
群馬県藤岡市神田177番地２
債務者　新井　浩美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６３０号
埼玉県川越市岸町１丁目45番地６　リュール川越507号室
債務者　久保田美枝（旧姓南雲）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６３２号
埼玉県ふじみ野市西２丁目５番17号　エンゼル上福岡102
債務者　塩澤　　勝
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６４９号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞３丁目９番６号
債務者　柴田　絹江
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３２０号
愛知県一宮市泉３丁目９番６号
債務者　川崎　佳代
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３９号
京都府舞鶴市字森250番地府営住宅７号棟106号
債務者　田中　正美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
長崎県五島市福江町1087番地１、住民票上の前住所長崎県五島市木場町617番地１
債務者　家浮　義彦
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第２５８号
新潟市中央区上所上１丁目10番９号、前住所新潟県上越市東城町３丁目14番14号　サンライズシライシ２号棟212号
債務者　橋本　正枝
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３５号
新潟市中央区上所中２丁目２番５号　チャンバーＫ205号
債務者　佐野　洋子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８２号
新潟市東区月見町８番21号　センチュリーつきみ101号
債務者　大原　義男
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９１号
新潟市東区東中島１丁目１番17―1746号
債務者　鈴木美佐子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９４号
新潟市江南区砂岡２丁目７番７号　レジデンス砂岡104、住民票上の住所新潟市江南区砂岡２丁目５番１号
債務者　上村　綾子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３４号
新潟市東区藤見町１丁目16番２―46号
債務者　山井　浩子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１９号
新潟県胎内市大川町６番33号
債務者　古日山　登
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部